

越谷市自治基本条例

(1)

第1章 総則

第1条

目的

この条例は市政運営の基本理念及びこの理念に基づいて創設する制度の基本原則を定め、越谷市が五十年・百年先の二十一世紀を見据えて物心ともに豊かにする地域社会を目指すものとします。

第2条

市政の基本理念

越谷市は、次の各号に掲げる基本理念に基いて市政を運営するものとします。

(1) 二十一世紀を見据えて市民が安心して安全な(物も心も豊かな)市民生活をすごせるまちづくりを目指します。

(2) その実現の方策として市民・行政・議会が協働・共創・共助で互いに知恵をだし、力を合せて協力しなければならない。

(3) エコライフな市民生活を心がけて、環境の保全と資源の節約に心がけて合わせて地球の温暖化を阻止することに寄与しましょう。

(4) 高齢者が医療や介護に安心できるまち、熟年者が生き甲斐を感じるまち、若い人が子育てしやすい、まちづくりを目指します。

越谷市自治基本条例

(2)

第3条

市民主権

(1) より良い越谷市の形成の主体は、市民です。市民は市政の主権者であり、より良い越谷市の形成の一部を市に信託します。

(2) 越谷市民は、市政の主権者として、市の政策を定める時に関与する権利があり、その実行を見守り且つ実行に協力しなければならぬ。

第4条

選挙

市民は、選挙により市民の代表者である議会の議員と、市の代表者である市長を定め、その職を信託します。

第5条

市の役割

(1) 越谷市は、市民の信託により市政を運営し越谷市を50年・100年先までより良い地域社会を構築する一部を担います。

(2) 越谷市は、政策を定め、制度を整備して運用することにより、市政を運営しなければなりません。

越谷市自治基本条例

(3)

第6条

協働

市民と市は、それぞれの役割について知恵と労力を結集してより良い越谷市の形成に協働して活動しなければならぬ。

第7条

選挙

市民は、選挙により市民の代表者である議会の議員と、市の代表者である市長を定め、その職を信託します。

第8条

市の役割

(1) 越谷市は、市民の信託により市政を運営し越谷市を50年・100年先までより良い地域社会を構築する一部を担います。

(2) 越谷市は、政策を定め、制度を整備して運用することにより、市政を運営しなければなりません。